

意見書

【意見及びその理由】

I 駐車需用の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便性の確保のために配慮すべき事項

(1) 駐車需用の充足等交通に係る事項

①駐車場の必要台数の確保

・駐車場の収容台数について

・「大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針」による必要収容台数である649台に対して設置予定の駐車場台数が241台と乖離があるが、241台で足りるのか。241台となった根拠等あれば示してほしい。

また、今後の出店予定の小売店舗が現在営業している店舗とは異なると思うが、駐車台数は241台のままで問題はないか。

②駐車場の位置及び構造等

・駐車場の位置について

・駐車場の出入口の数及び位置について

・駅前私部西線への出入口の新設に伴い、都市まちづくり課で運行しているコミュニティバス（おりひめバス）の定時運行に渋滞の影響が出ないよう対策されたい。

・その他

③駐輪場の確保等

・駐輪場の位置について

・交野市自転車等の放置防止に関する条例に基づく、放置禁止区域内であるため、開業時間の変更に伴う利用者の迷惑駐輪対策を講じられたい。

・駐輪場の収容台数について

・大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針(平成19年経済産業省告示第16号)に基づく駐輪台数を確保されたい。

・その他

・店舗の設置・運営にあたり、放置自転車等の不法占用を防止し、安全な通行環境及び生活環境を維持するとともに、従前からの占用状態について道路管理者と協議を行い、早期解消に努められたい。

④荷さばき施設の整備等

・荷さばき施設の位置について

・荷さばき施設の面積について

・その他

⑤経路の設定等

- ・来客の自動車に対する案内経路について

- ・その他

・繁忙期等において、交通混雑が生じないよう、必要に応じて交通誘導員の配置や車両誘導の看板充実などにより、周辺交通への影響を最小限とされたい。また、周辺交差点や生活道路への影響については、必要に応じて道路管理者等と協議のうえ、交通渋滞の抑制と安全な交通環境の確保に向けた措置を講じられたい。

また、従前から設置される国道168号スタコ坂交差点からの当該施設の駐車場の進入看板について、不法占用している状況であることから、市関係課と是正に向けて協議を図られたい。

- (2) その他（歩行者の通行の利便の確保、廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮、防災対策への協力等）

II 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

(1) 騒音の発生に係る事項

- ・騒音問題に対するための対応策について

- ・騒音の発生源となりうる施設設置については、周辺の住居等に配慮して行なうこと。
- ・荷捌き作業や廃棄物排出作業に係る音（収集・運搬車からの音も含む）については、実施する時間帯（特に夜間、早朝）を充分配慮すること。また、これらの作業場所の配置・構造についても遮音・防音等について配慮すること。
- ・駐車場からの騒音については、不要なアイドリングストップやクラクション、空ぶかしの禁止、静かなドアの開閉、利用者の話し声等の注意喚起について利用者に対して看板等で周知徹底すること。また、駐車場内は段差の回避、防音塀を設置する等、遮音・防音対策について配慮すること。アイドリング規制に関しては、大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「府条例」という。）を遵守すること。
- ・第一種住居地域に隣接する駐車場については、夜間、早朝の利用については十分配慮すること。
- ・商業宣伝の拡声器等を使用する場合は、府条例を遵守すること。

- ・その他

- ・特定施設又は届出施設を設置、変更、廃止等する場合には、環境衛生課に事前相談の上、設置工事の30日前までに届け出ること。
- ・当該地域は、近隣商業地域であり、敷地境界線で騒音規制法に基づく規制基準が適用されるので、遵守すること。

	朝（午前6時～午前8時） 夕（午後6時～午後9時）	昼間 （午前8時～午後6時）	夜間 （午後9時～翌日午前6時）
近隣商業地域	55 デシベル	60 デシベル	50 デシベル

- ・騒音規制法とは別に、府条例により事業場から発生する音については、全て規制対象となる。

(2) 廃棄物に係る事項

- ・廃棄物の保管施設の位置について

--

- ・ 廃棄物の保管施設の容量について

--

- ・ その他

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物については、散乱や悪臭発生等が起こらないように、適切な管理・保管を行なうこと。・ 廃棄物収集作業に伴う騒音防止のため、作業員の教育管理に努めること。・ 店舗利用客等が、周辺道路等公共の場にごみを捨てないよう、店舗管理者において注意喚起の配慮をしてほしい。（店内掲示など） |
|--|

(3) その他（街並みづくり等への配慮等）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 周辺道路の交通量の増加及び混雑が見込まれ、通学時間帯における児童・生徒の安全への影響が懸念される。については、通学時間帯における来客・従業員の動線や時間帯の工夫、交通誘導の実施等、交通混雑緩和及び通学環境の安全確保に最大限配慮いただきたい。・ 大阪府青少年健全育成条例の遵守に努め、必要に応じて青少年等の滞留防止啓発、防犯カメラ、警備員等の巡回など、必要な措置を講じること。 |
|--|